

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第13条の2　急速充電設備（電気を設備の内部で変圧し、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 外箱は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間が絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れない措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。
- (8) 電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。
- (9) 異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止することができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

- (12) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。
- 第14条第2項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第13条第1項第3号の2」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前条第1項第7号」を「第13条第1項第7号」に改める。
- 付則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、第6項の次に次の1項を加える。
- (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの技術上の基準等に関する経過措置)
- 7 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第10項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第9項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第35条第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、同号に定める基準は適用しない。
- (1) 危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 新規対象において貯蔵し、又は取り扱うこととなる危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 付則第8項を次のように改める。
- 8 新規対象のうち、第35条第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、平成24年7月1日から平成25年12月31日までの間は、同号に定める基準は適用しない。
- 付則に次の2項を加える。
- 9 新規対象のうち、第35条第2項第1号から第8号まで、第35条の2の2（同条第3号を除く。）又は第35条の3第2項（同項第1号、第10号

及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、当該新規対象が付則第7項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間は、これらの規定に定める基準は適用しない。

10 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により第69条第1項の規定(同条第2項において準用する場合を含む。)による届出が必要となった者については、平成24年12月31までにその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第13条第1項各号列記以外の部分の改正規定、第13条の次に1条を加える改正規定並びに第14条第2項、第3項及び第4項各号列記以外の部分の改正規定は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の北九州市火災予防条例第13条の2に規定する急速充電設備のうち、同条に定める基準に適合しないものの位置、構造及び管理に係る基準については、当該規定は、適用しない。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第35号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例

(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ア中「同表に掲げる区域を除く。」の次に「、福岡県遠賀郡水巻町の区域(同表に掲げる区域を除く。)」を加え、同号イ中「106万7,500人」を「109万7,140人」に改める。

別表中

芦屋町	大字芦屋の一部	を
-----	---------	---

芦屋町	大字芦屋の一部	に
水巻町	机一丁目、机二丁目、古賀一丁目、古賀三丁目、頃末北二丁目、頃末北三丁目及び吉田南五丁目の各一部	」

改める。

(北九州市水道条例の一部改正)

第2条 北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号)の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

(旧水巻町上水道事業給水条例に基づく処分又は手続の特例)

6 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第35号。以下「改正条例」という。)第2条の規定の施行前に水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例(平成24年水巻町条例第19号)による廃止前の水巻町上水道事業給水条例(昭和36年水巻町条例第15号。以下「水巻町旧条例」という。)の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続で、改正条例第2条の規

定の施行の日（次項及び第8項において「改正条例施行日」という。）以後にこの条例の規定の適用を受けるべきものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

（水巻町から給水を受けていた者等に係る料金の特例）

7 改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。次項において同じ。）及び改正条例施行日以後水巻町において新たにこの条例の規定による給水を受けることとなった者に係る第28条の規定の適用については、当分の間、「別表第2」とあるのは「付則別表」とする。

（水巻町から給水を受けていた者に係る使用水量の計量及び料金の算定の特例）

8 改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるものに係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合において、第30条第1項本文中「2月ごと」とあるのは「1月（北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第35号）第2条の規定の施行の日（以下この項において「改正条例施行日」という。）の前日において水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例（平成24年水巻町条例第19号）による廃止前の水巻町上水道事業給水条例（昭和36年水巻町条例第15号。以下この項において「水巻町旧条例」という。）の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。以下この項において同じ。）に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあっては、当該料金の算定がなされていない期間を含む。次項において同じ。）ごと」と、「使用水量を計量し」とあるのは「使用水量（改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるものに係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあっては、当該料金の算定がなされていない使用水量を含む。第3項において同じ。）を計量し」とする。

付則に次の付則別表を加える。

付則別表

種別、用途及び口径	料率(1月につき)	基本水量及び基本料金	超過水量及び超過料金(1立方メートルにつき)		
		10立方メートルまでの分	11立方メートルから20立方メートルまでの分	21立方メートルから40立方メートルまでの分	40立方メートルを超える分
専用一般用	13ミリメートル	1, 417円	220円	293円	324円
	20ミリメートル	1, 680円			
	25ミリメートル	1, 732円			
	40ミリメートル	1, 890円			
	50ミリメートル	3, 570円			
	75ミリメートル	4, 200円			
	100ミリメートル	5, 040円			
	臨時用	3, 780円			377円
共用(1戸につき)		1, 417円	220円	293円	324円
私設消火栓用		演習1回10分ごとに1, 050円			

注 共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

第3条 北九州市水道条例を次のように改正する。

付則第6項中「及び第8項」を削り、付則第7項を削り、付則第8項中「水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの」の次に「（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。）」を加え、同項を付則第7項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第35号。以下この項において「改正条例」という。）第3条の規定の施行日の前日において改正条例第3条の規定による改正前の付則第7項（以下この項において「旧付則第7項」という。）の規定の適用を受けていた者で、改正条例第3条の規定の施行の日以後引き続き北九州市水道条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。）に係る料金で、旧付則第7項の規定による料金の算出がなされていないものについては、改正条例第3条の規定の施行の日以後の使用に係る料金と合わせて第28条の規定により算出するものとする。

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。 平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第58号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行為の許可（第36条－第38条の2）」を「第4章 行為の許可（第36条－第38条の2）」
定管理者による管理（第38条の3－第38条の6）」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第4条第1項中「を市長」の次に「（指定管理者に使用の許可を行わせる港湾施設にあっては、指定管理者。第5条及び第6条第1項において同じ。）」を加える。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 指定管理者による管理

（指定管理者に管理を行わせようとする港湾施設の概要等の公表）

第38条の3 市長は、港湾施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする港湾施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第38条の4 条例第29条の3第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものとの謄本
- (2) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第38条の5 市長は、港湾施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第38条の6 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する港湾施設の管理の

業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
ここに公布する。

平成 24 年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 59 号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例（平成 24 年北九州市条例
第 13 号）の施行期日は、平成 24 年 7 月 7 日とする。

北九州市告示第265号

北九州市年長者いこいの家設置補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

北九州市年長者いこいの家設置補助金等交付要綱の一部を改正する告示

北九州市年長者いこいの家設置補助金等交付要綱（昭和48年北九州市告示第238号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「30日」を「20日」に改め、同条第6号中「第7条第3項」を「第7条第5項」に、「若しくは」及び「及び」を「又は」に改める。

第12条各号列記以外の部分及び第22条各号列記以外の部分中「30日」を「20日」に改める。

付 則

この告示は、平成24年6月26日から施行する。

北九州市公告第426号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 変更の内容

農用地区域の除外

2 変更に係る土地

北九州市門司区大字吉志438番地4

3 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第427号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人U.S.B.B-JAPAN

(2) 代表者の氏名

宇戸信一

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区堅町一丁目1番12-401号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、健康増進とスポーツに関する事業を行い、ウェイトトレーニングを通して健康作りとスポーツの振興に寄与することを目的とする。

北九州市公告第428号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成24年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障害者支援要会

(2) 代表者の氏名

江田久美子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区上到津一丁目12番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び障害者支援に関わる人々に対して、障害者の自立のための支援活動並びに障害者支援の人材育成を行い、地域コミュニティの形成及び福祉の増進等広く公益に寄与することを目的とする。

北九州市公告第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ陣原店

北九州市八幡西区陣原四丁目2番4外

2 大規模小売店舗を設置する者

ナチュラル株式会社

代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

ナチュラル株式会社

代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年2月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,195平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

48台

(2) 駐輪場の収容台数

23台

(3) 荷さばき施設の面積

50平方メートル

(4) 廃棄物の保管施設の容量

10.28立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 11 時まで

8 届出年月日

平成 24 年 6 月 8 日

9 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

- (2) 北九州市八幡西区筒井町 15 番 1 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成 24 年 6 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 24 年 10 月 25 日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

- (2) 住所又は所在地

- (3) 連絡先電話番号

- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (5) 意見

北九州市公告第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九州市小倉北区上到津四丁目6番10号

西鉄ストア到津店

2 大規模小売店舗の設置者

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役社長 竹島和幸

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の位置

ア 変更前

図2参照

イ 変更後

図2参照

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前

164台

イ 変更後

147台

4 変更する年月日

平成25年2月8日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため。

6 届出年月日

平成24年6月7日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

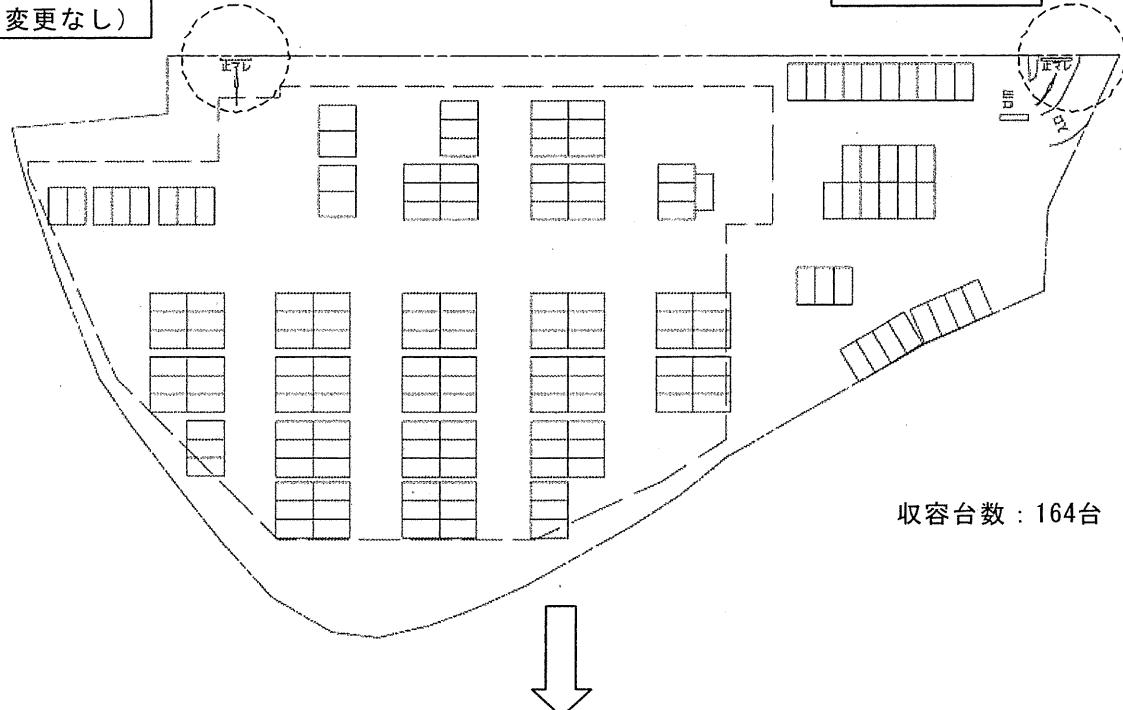
次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月25日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

変更前

自動車の出口
(変更なし)

自動車の出入口

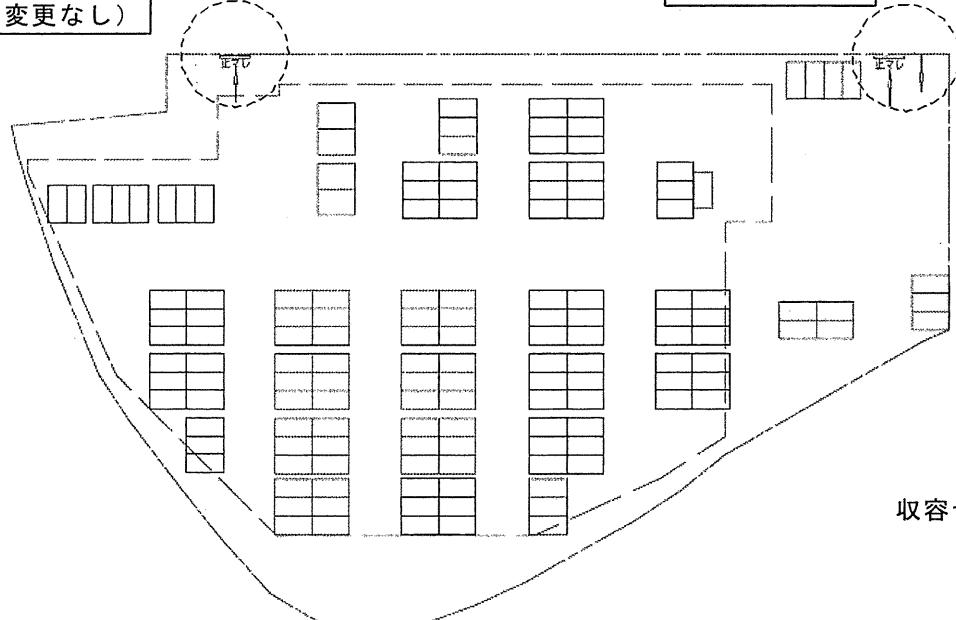


収容台数 : 164台

変更後

自動車の出口
(変更なし)

自動車の出入口



収容台数 : 147台

図 2 駐車場出入口及び駐車区画変更計画

北九州市公告第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九州市小倉南区大字守恒字下権現堂325番地47

イオン徳力店

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者

北九州市小倉南区蒲生五丁目5番21号

株式会社森川不動産

代表取締役 森川 满

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 岡澤正章

ほか13者

(2) 変更後

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 山口聰一

ほか12者

4 変更の年月日

平成24年5月10日

5 変更する理由

小売業者の名称、住所、代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年6月20日

7　縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
小倉南区役所総務企画課

8　縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月25日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九州市八幡東区東田三丁目2番1号

イオンモール八幡東

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 若林辰雄

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

代表取締役 岡内欣也

イ 変更後

代表取締役 若林辰雄

(2) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

イオン八幡東ショッピングセンター

イ 変更後

イオンモール八幡東

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 岡澤正章

ほか77者

イ 変更後

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

イオン九州株式会社

代表取締役 山口聰一

ほか 79 者

4 変更の年月日

第3項1号について 平成24年4月1日

同項第2号について 平成23年3月1日

同項第3号について 平成24年5月10日

5 変更する理由

第3項1号について 建物設置者の代表者交代のため

同項第2号について 大規模小売店舗の名称変更のため

同項第3号について 小売業者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者
入れ替えのため

6 届出年月日

平成24年6月20日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月25日まで（日曜日、土曜日及び國
民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く
。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月25日までに北九州市
産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九州市小倉南区大字守恒字下権現堂325番地47
イオン徳力店

2 大規模小売店舗の設置者

北九州市小倉南区蒲生五丁目5番21号
株式会社森川不動産
代表取締役 森川 満

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前

午前8時

イ 変更後

午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 1階駐車場

(ア) 変更前

午前7時30分から午前1時まで

(イ) 変更後

午前6時30分から午前1時まで

イ 建物屋上駐車場

(ア) 変更前

午前7時30分から午後10時まで

(イ) 変更後

午前6時30分から午後10時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前 7 時から午後 9 時まで

イ 変更後

午前 6 時から午後 10 時まで

4 変更する年月日

平成 24 年 6 月 21 日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため。

6 届出年月日

平成 24 年 6 月 20 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 24 年 6 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 24 年 10 月 25 日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月26日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール八幡東

北九州市八幡東区東田三丁目2番1号

2 大規模小売店舗の設置者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 若林辰雄

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前

午前9時

イ 変更後

午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午前0時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更する年月日

平成24年6月21日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため。

6 届出年月日

平成24年6月20日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月25日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見